

簡易裁判所の機能の充実に向けて - 事物管轄の見直しの視点は何か -

日本弁護士連合会

1 簡裁の理念

軽微な事件を、簡易な手続きにより、迅速に解決する裁判所
市民がみずから出頭し権利の実現を図れる「民衆の駆け込み寺」

地裁

訴状・答弁書・準備書面
法律知識と訴訟技術を要する
法曹たる裁判官・弁護士
精緻な判決

簡裁

口頭受理・書面提出の義務なし
本人でも対応できる
簡裁判事・使用人・家族も代理人
要旨の表示で足りる判決

2 簡裁の事物管轄の上限引き上げの経緯と視点

発足以来、簡裁の理念を変えず、物価上昇等を勘案し、地裁の
事件比率が50%を超えたときに行われてきた

| | |
|-------|---------------------------------|
| 昭和22年 | 5000円(当時の総理大臣の月俸2万5000円) |
| 45年 | 30万円(中の上の勤労者月給、比率簡裁39.8:地裁60.2) |
| 57年 | 90万円(比率簡裁48.7:地裁51.3) |

視点-利用者にとって、軽微な事件として、簡易・迅速な手続きによる解決を図って良いのは幾らまでとするか

3 司法制度改革審議会における検討結果

事物管轄 経済指標の動向等を考慮し、訴額の上限を引き上げるべき
少額訴訟手続の訴額の上限 大幅に引き上げるべき

4 簡裁の現状改革への試み

消費者金融・信販事件が7割
~8割を占めている



一般市民が気軽に利用できる
紛争処理機関となっていない

〔少額訴訟制度の立法と簡裁の改革の動き〕

一般市民事件への取り組みこそが、簡裁の機能の充実

少額訴訟の上限の引き上げと事物管轄の上限の引き上げとは理念を異にする問題

5 事物管轄の上限を大幅に引き上げる場合の問題点

簡裁の機能の充実 → **簡裁の理念を損なわないかたちで行われるべき**

